# 住まいる いちばんネクストⅤ

令和8年3月現在

| 商品名<br>（愛　称） | 住まいる いちばん ネクストⅤ |
|---|---|
| ご利用<br>いただける方 | ○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方<br>○年齢が満20歳以上満65歳未満で、完済時の満年齢が80歳未満の方<br>※ただし、加入される団体信用生命保険の種類により変わります<br>○正社員（一般）、医師・弁護士・公認会計士・税理士は勤続1年以上の方<br>○正社員（親族経営法人勤務の方）は1年以上かつ通年決算2期以上の方<br>○法人役員、個人事業主の方は、通年 決算2期以上の方<br>○年間所得が100万円以上で安定した収入が見込まれる方<br>○団体信用生命保険に加入できる方。ただし、告知事項があり、同保険に加入できない方でも「優遇保証基準」がございますのでご相談ください<br>○借換えの場合は、原則としてご返済実績が1年以上あり直近1年間のご返済に遅延のない方<br>○借地のお取扱いも可能です（ただし、担保を差入ることが条件となります）<br>○親子リレーローンのお取扱いも可能です<br>○親・子のための住宅ローン（お申込人の住宅とは別に、親または子が居住する住宅の購入・新築・リフォームにかかる住宅ローン）の取扱いも可能です<br>○全国保証㈱の保証が受けられる方<br>※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます |
| お使いみち | ○住宅の新築・増改築・修繕資金（併用住宅は居住面積50％以上）<br>○住宅および居住用マンションの購入資金（中古物件を含む）<br>○土地購入資金（概ね3年以内に住宅建設が予定されるもの）<br>○住宅ローンの借換え資金（一定の条件を満たせば借換資金にリフォーム資金を含めてご利用いただけます）<br>※借換資金に含められるリフォーム資金（住宅の増改築・修繕にかかる資金のほか、外構造園・車庫・太陽光発電システムなどの住宅エクステリア資金）<br>○上記に関する諸費用（ローン保証料、事務手数料、火災保険料、登記費用繰上完済手数料、経過利息、融資実行に伴う印紙代、仲介手数料、水道負担金、修繕積立基金、担保として評価できないオプション費用、電化製品等購入費用、引越し業者委託分の引越し費用、仮住まい費、公租公課等の分担費用）ただし、諸費用資金単独でのお申込みは不可となります |
| ご融資金額 | 100万円以上20，000万円以内（1万円単位）<br>（累積保証金額20，000万円以内）<br>※不動産担保評価額の200％以内（借地の場合は60％以内）です |

| | |
|---|---|
| **ご利用期間** | 2年以上50年以内（月単位）<br>※経過年数の算出は端数月の六捨七入の年単位とします<br>※借換後の返済期間は保証会社規定内において既存借入の残存返済期間に関係なく保証会社規定の返済期間をご利用できます<br>ただし、保証会社の審査により保証のお引受けができない場合があります |
| **ご融資利率** | 当金庫所定利率による<br>固定金利型(3年・5年・7年・10年)または変動金利型をお選びいただけます<br><br>(固定金利選択型)<br>固定金利選択型（3年・5年・7年・10年）について借入当初の金利が適用されるのは固定金利期間中に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。選択した固定期間経過時点で再度その時点での固定金利または変動金利を選択いただくこともできますが、この金利は借入当初の金利とは異なる可能性があります<br><br>(変動金利型)<br>・お借入後の利率の引下げ幅または引上げ幅の算出は、毎年4月1日、10月1日（以下「基準日」という）の2回に行うものとし、前回基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における基準利率（当金庫所定の新長期住宅プライムレート）と現基準日における基準利率の差をもってお借入利率を引下げまたは引上げるものとします<br>・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります<br>・利息後払いの場合は、基準日の属する年の6月、12月の約定日の翌日とし翌月7月、1月の約定日から、新利率適用によるご返済が始まるものとします |
| **ご返済方法** | 元利均等毎月返済または元金均等毎月返済<br>なお、ご融資金額の50％以内で年2回（6ヵ月間隔）のボーナスの併用返済も可能です<br>《ご返済額の見直し方法》<br>○年2回利率見直しを5年間行うまでは、その間に借入利率の変更があってもご返済額は変わりません<br>○5年毎に新利率、残存元金、残存期間により新返済額を見直しします<br>ただし、新返済額は従前の返済額の1．25倍を上限とします |
| **担保** | 当金庫に対して不動産(土地・建物)を担保として差し入れていただきます<br>※不動産担保は第一順位の抵当権の設定といたします<br>※不動産担保新規設定の場合は事務取扱手数料が別途必要となります<br>※登記に関する費用はお客様のご負担となります |

| | |
|---|---|
| 保証 | 全国保証㈱<br>※保証料が別途必要となります<br>※保証料は不動産担保評価額100％以内の通常保証料と100％超から200％以内の超過保証料（通常の5倍程度）があります<br>※保証料は一括前払いです<br><br>《不動産担保評価額100％以内の通常保証料》<br>例：ご融資金額100万円　お借入期間10年の場合　保証料　7，941円<br>例：ご融資金額100万円　お借入期間20年の場合　保証料　14，211円<br>例：ご融資金額100万円　お借入期間30年の場合　保証料　19，297円<br>例：ご融資金額100万円　お借入期間35年の場合　保証料　21，378円<br><br>《不動産担保評価額100％超の超過保証料》<br>例：ご融資金額100万円　お借入期間10年の場合　保証料　39，705円<br>例：ご融資金額100万円　お借入期間20年の場合　保証料　71，059円<br>例：ご融資金額100万円　お借入期間30年の場合　保証料　96，487円<br>例：ご融資金額100万円　お借入期間35年の場合　保証料　106，891円<br><br>※上記保証料は目安であり、当金庫および全国保証㈱の審査結果により異なります<br><br>※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、全国保証㈱がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位弁済いたします。代位弁済後は全国保証㈱に対して支払い義務が生じます |
| 返済負担比率 | 返済負担比率は、今回のお申込み金額および既存借入金額における年間返済額の年間所得（所得合算含む）に対する割合となります<br>年間所得に応じて30％～40％の範囲内となります |
| 所得合算 | ・1名に限り所得合算が可能です。ただし、お借入のタイプによって所得合算の対象とならない場合があります<br>・所得合算される金額は合算者の所得の1/2を上限とします。ただし、全額合算が可能な場合もありますのでお問い合わせください<br>・所得合算者は借入者と概ね同条件を満たす同居をする配偶者および親・子が対象となります<br>・所得合算者は連帯保証人または連帯債務者といたします |
| 保証人 | 原則、不要です<br>ただし、保証会社が必要と認めた場合や、親・子のための住宅ローンの対象物件に居住する親または子は連帯保証人とします<br>また、所得合算者は連帯保証人または連帯債務者といたします |
| 団体信用生命保険 | 当金庫指定の団体信用生命保険に原則ご加入いただきます<br>※保険料は当金庫が負担いたします（ただし、一般団信以外の団体信用生命保険によっては金利が上乗せとなります）<br>団体信用生命保険には告知事項があり、同保険に加入できない方でも「優遇保証基準」がございますので窓口までご相談ください |

| | |
|---|---|
| 手数料<br>（消費税込） | ○ご融資実行時に不動産担保事務取扱手数料をいただきます<br>○ご融資実行時に保証会社へ融資実行手数料が必要になります<br>○ご融資実行時に当金庫所定の手数料をいただきます<br>○お借入後に固定金利を再度選択する場合には1回毎に所定の手数料をいただきます<br>○ご融資期間中に一部繰上げ返済または繰上げ完済される場合には、それぞれの所定の手数料をいただきます<br>※詳しくは窓口にお問合わせください |
| お取扱期間 | 随 時 |
| 苦情処理措置・<br>紛争解決措置 | ○苦情処理措置<br>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時20分、電話：027-360-3456、フリーダイヤル：0120-666-456（フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可））にお申し出ください。<br>○紛争解決措置<br>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。<br>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。<br>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。 |
| その他 | ○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい<br>○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます<br>○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください<br>○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります<br>○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります<br>○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください |



# 高崎信用金庫